

福岡県公報

平成23年5月2日
第3249号

目次

告示(第789号-第799号)

- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 1
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 2
- 解除予定保安林の所在場所等 (森林保全課) 2
- 土地改良区の換地処分 (農村整備課) 2
- 土地改良区の清算人の退任 (農村整備課) 2
- 土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) 3
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 平成23年度福岡県職員採用 (I類・II類・III類・経験者) 試験の施行 (人事委員会事務局任用課) 6
- 平成23年度福岡県職員採用選考試験 (前期) の実施 (人事委員会事務局任用課) 8

公安委員会

- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) 10
- 警備員指導教育責任者講習及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第6条に規定する講習の実施

(警察本部生活安全総務課) 11

正 誤

- 一般競争入札の実施 (平成23年4月15日福岡県公報第3243号公告) 中正誤 14

告 示

福岡県告示第789号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成23年5月2日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業(遊農津野地区)	平成17年12月16日
農道整備事業(遊農津野地区)	平成18年9月29日
区画整理事業(遊農津野地区下井換地区)	平成20年3月25日
区画整理事業(遊農津野地区迫田換地区)	平成20年3月25日
区画整理事業(遊農津野地区大峰換地区)	平成20年3月25日
区画整理事業(遊農津野地区埋金換地区)	平成20年3月25日
区画整理事業(遊農津野地区神田換地区)	平成20年3月25日
区画整理事業(遊農津野地区後・東扇鶴換地区)	平成20年3月21日
区画整理事業(遊農津野地区山口換地区)	平成20年3月21日
区画整理事業(遊農津野地区松平換地区)	平成20年3月21日

福岡県告示第790号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年5月2日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称
八女市大字立野字曲尺343番1、343番3から343番5まで、344番1、345番、345番2、347番1、350番3から350番5まで、354番、354番2、354番3、355番1、356番1、356番4、356番5、358番、358番2、360番1、360番4、360番5、362番1、362番4、362番5、363番1、363番4、363番5、364番1、364番5及び364番6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
八女市高塚540番地2
公立八女総合病院企業団
企業長 吉田 博

福岡県告示第791号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年5月2日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所
北九州市小倉南区大字道原字落合472の5、473の5

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第792号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年5月2日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所
北九州市小倉南区大字道原字落合472の5、473の5

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第793号

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成23年5月2日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	換地処分をした地域	換地処分年月日
田中土地改良区	田川市大字伊加利及び大任町大字今任原（田中地区）	平成23年4月5日

福岡県告示第794号

解散した清算法人黒土西部土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月2日

福岡県知事 小川 洋

氏 名	住 所
緒 方 進	豊前市大字河原田270番地
有 野 康 典	〃 大字永久267番地
末 吉 警	〃 大字薬師寺544番地
面 畑 登志己	〃 大字鬼木374番地
杉 本 博 文	〃 大字薬師寺255番地1

吉 高 一 信	豊前市大字挾間297番地
今 吉 義 明	〃 大字才尾39番地 1

福岡県告示第795号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成23年5月2日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行同意年月日	工事完了年月日
宗像市	農業用ため池整備事業 (馬場地区)	平成20年6月20日	平成23年3月31日
宗像市	農業用ため池整備事業 (長尾地区)	平成21年6月16日	平成23年3月31日

福岡県告示第796号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年5月2日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成23年4月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ルミエール春日店

(2) 所在地 福岡県春日市下白水北三丁目91番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
三角商事株式会社	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
三角商事株式会社	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成23年12月14日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,416平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
建物西側	103
建物屋上	144
合 計	247

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数 (台)
建物西側	40
建物西側	70
合 計	110

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物北側	150.0
建物北西側	31.5

合計	181.5
----	-------

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内北西側	52.27
建物内北側	13.08
合計	65.35

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
三角商事株式会社	午前9時30分	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 建物敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後8時まで

福岡県告示第797号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年5月2日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）第2グリーンプラザ
- (2) 所在地 福岡県春日市下白水南一丁目27番 外

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

意見なし

(5) 騒音の発生に係る事項

- ・換気ダクト等の金属音が発生しないようお願いします。
- ・来店者の車の騒音を起こさないようお願いします。
- ・公道に違法駐車や混雑する際の騒音に注意してください。

(6) 廃棄物に係る事項等

- ・換気用のダクトの向きを西側へお願いします。

(7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(8) その他

意見なし

福岡県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月2日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

飯塚	県 道	飯 塚 線 大野城	前	飯塚市内住2068番17先 から 飯塚市内住2037番7先 まで	9.0 ～ 25.0	116.0
			後	飯塚市内住2068番17先 から 飯塚市内住2037番7先 まで	14.0 ～ 36.0	116.0
飯塚	県 道	飯 塚 線 大野城	前	飯塚市内住2520番先か ら 飯塚市内住2523番2先 まで	14.0 ～ 25.0	103.0
			後	飯塚市内住2520番先か ら 飯塚市内住2523番2先 まで	14.0 ～ 28.0	103.0
那珂	県 道	福 岡 線 筑紫野	前	春日市原町3丁目3番 1先から 春日市原町1丁目83番 先まで	22.0 ～ 45.0	480.0
			後	春日市原町3丁目3番 1先から 春日市原町1丁目83番 先まで	22.0 ～ 45.0	480.0

福岡県告示第799号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年5月2日から開始する。

その関係図面は、この告示から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月2日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

那珂	福 岡 線 筑紫野	春日市原町3丁目3番1先から 春日市原町1丁目83番先まで
----	--------------	----------------------------------

公 告

公告

福岡県職員採用（Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類・経験者）試験を別表のとおり施行する。

平成23年5月2日

福岡県人事委員会委員長 常 盤 洋 一

公告

福岡県職員採用選考試験（前期）を別表のとおり実施する。

平成23年5月2日

福岡県人事委員会委員長 常 盤 洋 一

平成23年度福岡県職員採用選考試験（前期）

職種・区分	職務内容	採用時勤務予定場所	受験資格			試験日	選考種目	試験地	合格者発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	その他			
									発表日	発表の方法							
保健師	保健師業務	保健福祉環境事務所等		保健師免許を有する者又は平成24年5月までに免許を取得する見込みの者	昭和57年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しなくても、現に日本に永住している者			福岡県庁 舎行政棟北 側告知板及 び福岡県人 事委員会事 務局に合格 者の受験番 号を掲示す る。 合格者には 書面で通知 する。	①持参又は郵送の場合、平成23年5月23日から平成23年6月3日まで ②インターネットの場合は、平成23年5月23日から平成23年5月31日まで	福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アークロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階福岡県情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所（博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚、直方、久留米） ・保健福祉環境事務所（宗像・遠賀・南筑後） ・保健福祉事務所（糸島） ・農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂）	福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局にを行うこと。試験については、別に試験案内を交付する。				
研究職員	化学C（食料工学）	工業技術センター（生物食品研究所）	食品製造、食品加工、官能評価に関する学科	大学院（修士課程）又は博士課程前期において、左に掲げる学科等を修めて修了した者若しくは平成24年3月までに修了見込みの者又はこれと同等以上の能力を有する者	①昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者 ②昭和63年4月2日以降に生まれた者であつて、大学院（修士課程）において、左に掲げる学科等を修めて修了した者又は平成24年3月までに修了見込みの者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しなくても、現に日本に永住している者	保健師及び心理判定員は 教養試験 専門試験 上記以外は 専門試験 論文試験	福岡市 東京都	第1次	7月中旬	①持参又は郵送の場合、平成23年5月23日から平成23年6月3日まで ②インターネットの場合は、平成23年5月23日から平成23年5月31日まで	福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アークロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階福岡県情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所（博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚、直方、久留米） ・保健福祉環境事務所（宗像・遠賀・南筑後） ・保健福祉事務所（糸島） ・農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂）	福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局にを行うこと。試験については、別に試験案内を交付する。			
	衛生学														保健師免許を有する者又は平成24年5月までに免許を取得する見込みの者	昭和57年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しなくても、現に日本に永住している者
	化学D														保健師免許を有する者又は平成24年5月までに免許を取得する見込みの者	昭和57年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しなくても、現に日本に永住している者
	薬学														保健師免許を有する者又は平成24年5月までに免許を取得する見込みの者	昭和57年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しなくても、現に日本に永住している者
心理判定員	心理判定、心理療法及び相談・指導等の業務	児童相談所等		大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者若しくは平成24年3月までに卒業見込みの者又はこれと同等以上の能力を有する者	①昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者 ②平成2年4月2日以降に生まれた者であつて、大学において左に掲げる学科等を修めて卒業した者又は平成24年3月までに卒業見込みの者	日本国籍を有する者											
児童自立支援専門員	児童自立支援施設における児童自立支援専門員の業務	福岡学園		児童福祉施設最低基準第82条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者又は平成24年3月までに資格を取得する見込みの者	昭和51年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しなくても、現に日本に永住している者											
職業指導員	自動車整備科	県立高等技術専門校	職業能力開発促進法第28条による当該科の職業訓練指導員免許を有する者又は同免許の取得資格を有する者	昭和51年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しなくても、現に日本に永住している者	保健師及び心理判定員は 論文試験 人物試験 身体検査 資格調査 職業指導員は 実技試験 人物試験 身体検査 資格調査 上記以外は 人物試験 身体検査 資格調査	福岡県 上記以外は福岡市	最終	8月下旬	①持参又は郵送の場合、平成23年5月23日から平成23年6月3日まで ②インターネットの場合は、平成23年5月23日から平成23年5月31日まで	福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アークロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階福岡県情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所（博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚、直方、久留米） ・保健福祉環境事務所（宗像・遠賀・南筑後） ・保健福祉事務所（糸島） ・農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂）	福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局にを行うこと。試験については、別に試験案内を交付する。				
	製版・印刷科													職業能力開発促進法第28条による当該科の職業訓練指導員免許を有する者又は同免許の取得資格を有する者	昭和51年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しなくても、現に日本に永住している者	
	電気工事科													職業能力開発促進法第28条による当該科の職業訓練指導員免許を有する者又は同免許の取得資格を有する者	昭和51年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しなくても、現に日本に永住している者	

(注1) この試験を受験できない者
 ・地方公務員法第16条に該当する者
 ・職業指導員については、職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

(注2) 上表中、「大学院」とは学校教育法に規定する大学院その他人事委員会が認めるものを、「大学」とは学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）その他人事委員会が認めるものをいう。

福岡県公安委員会告示第108号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成23年5月2日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務2級
- (2) 施設警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

(1) 貴重品運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成23年8月3日（水）	午前9時から 午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 施設警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成23年8月4日（木）	午前9時から 午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成23年7月11日（月）から同年7月13日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
- (イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 検定手数料

- ア 貴重品運搬警備業務2級 16,000円
- イ 施設警備業務2級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に

検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 本検定は、長崎県公安委員会と共同実施。

福岡県公安委員会告示第110号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成23年5月2日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第3号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成23年6月16日（木）から同年6月23日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

- (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成23年6月21日（火）から同年6月23日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午後1時00分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
36名
- (2) 追加取得講習
10名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習
受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。

- ）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

- (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

- (1) 受付期間
平成23年5月30日（月）から同年6月1日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）
- (2) 受付場所
北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類
ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

(ア) 新規取得講習

38,000円

(イ) 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日にお

- いては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092(641)4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
23・4・15	3243	公告		7		○	後から12		会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て	会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て